

江戸川法人会だより

野地署長、品川税務署長に 後任は丸島辰雄氏

七月一日付の国税庁発令人事異動で、野地実江戸川税務署長は品川税務署長に御栄転されることになり、後任には丸島辰雄東京国税局監視課長が発令されました。

野地署長は、丁度二年間在任されましたがその間三つの目標を掲げ、努力されたことは周知のことです。当会に示された御厚情と御配慮に深く感謝の意を表するとともに心から御多幸をお祈りいたします。

丸島署長は人格、識見ともに兼ね備わった秀才の誉れ高き温厚な紳士です。良き指導者を得て心強い限りです。宜しく御指導御べんたつ下さるようお願いいたします。

お別れに際して 野地 実

この度の七月一日付の人事異動で品川税務署長を命ぜられ、法人会員の皆様とお別れしなければなら



なくなりましたので、一言御挨拶を申し上げます。

今から丁度二年前、私は新米の一年生署長として胸ふくらませて着任いたしました。歴代のベテラン署長に比して、浅学非才なので、果して満足に務まるかどうか不安でありましたが、会員の皆様の温かい御支援、御協力により、

お蔭をもって文字どおり、大過なく勤めさせていただくことができました。これは全く会員の皆様の御理解と御協力の賜物で厚く感謝申し上げます。

願ひますと、この二年間「喜びも悲しみも少なくなかった」と申すのでしようが、私には悲しいことは一つもなく、楽しいことばかりで、人生の忘れ得ぬ思い出ばかりでございました。

着任以来、三つの目標をみざして、トラクターの如く、あるいは機関車の如く、ただ前進するのみで、その間定めし、お気にさわることや、不平、不満のことも多々あつたことと思ひますが、どうかお許し下さるようお願い申し上げます。

さて、今や法人会員倍加運動の目標も突破され、待望の法人格もすぐ与えられ、名実ともに日本の法人会になることと信じてますが今後の運営には、更に御苦労があると思ひますので、一層の御理解と御協力とをお願い申し上げます。

終りにのぞみ、法人会の御発展と会員の皆様の事業の御繁栄とお家族の御多幸を心からお祈りいたします。お別れのことばといたします。

(写真は野地前署長)

新任の御挨拶

丸島辰雄

今回の異動により江戸川に参りました丸島でございますが、野地前署長同様に会員の皆様の御協力を心からお願ひ申し上げます。

当地区は、最近急速に発展し、今後もお一層の発展が期待される土地であり、また皆様の事業も順調に伸展していることを伺つてまことに喜ばしい事と存じます。

当署の税務運営につきましては各税協力団体の活発な活動により収納状況も非常によく全般的に円滑に推移していることは会員の皆様の御理解ある御協力の賜で心から厚くお礼を申し上げます。

今後の署務の運営に対して限られた職員で円滑に円滑に職務を遂行して行くためには、どうしても会員の皆様の御協力を得なければなりませんし、また、現在の一般経済事情は決して樂觀を許さない状況にあるため色々難しい問題も出てくること懸念されますので、その責任の重大なことを痛感しております。

浅学ではございますが、明るい税務の運営に一生けんめい努力して行きたいと念じておりますので宜しくお願ひ申し上げます。御挨拶いたします。

(写真は丸島新署長)

税務署幹部の人事異動(七月六日付)



○徴収課長 関川啓治

○法人税第一課長 種村義男

○問税課長 秋葉俊伝

○法人税第一課付 藤崎可喜

○川崎北、法人税課長補佐に

後任には、次の方々が発令されました。

○徴収課長 渡辺一男

○(局、徴収部、国税訟務官室)

○所得税第二課長 戸村寛

○(館山、直税課長)

○法人税第一課長 城竹武治

○(木更津、直税課長)

○法人税第二課長 木村吾作

○(芝、法一課長補佐)

○問税課長 菅沼桂次

○(千葉、問税課長)

昨年度の物品税

家庭電気機具は減退の傾向

国税庁では、このほど昨年度の物品税の課税状況を発表しました。

これによると、昨年度中に課税した物品税は約一、四一五億円で前年度にくらべると、一一二億円の増加となつています。

このうち国産品は一、三三四億円、輸入品は八一億円となつています。

国産品の課税額の内訳をみてみますと、小型乗用車がトツプで、三三四億円で国産品の四分の一を

占めています。

第二位はテレビ等で二三〇億円第三位は電気冷蔵庫等で一五九億円となつています。しかしこれらの電気機具は新規の需要が減退していることなどから、課税額はテレビ等が前年度より三・七%、電気冷蔵庫等が同じく七・二%の減少。また、扇風機は一八・八%、掃除機や洗濯機等も七・六%減少しています。反面ルームクーラーラジエーターは一・二・四%増加しています。そのほか、写真機や映

法人住民税・事業税の申告書様式の改正について

申告書様式の改正について

税務事務所からお知らせ

昭和四〇年五月二十九日、自治省令第一六号をもつて地方税法施行規則の一部が改正され、法人の道府県民税、事業税の申告書様式が統合される等の改正が行なわれました。

これにもつきまして、東京都におきましても新様式を定め

写機等は一・九・五%、化粧品は、一五・八%、時計類は二二・六%と前年度に引続いて増加しています。

ちよつと一言!

記帳ができない

決算ができない

申告手続がわからない

こんな場合は、まず

法人税相談員を

御利用下さい

大法人の申告状況

二月期決算

国税庁では、さきほど二月決算の大法人の申告状況を発表しました。

それによると、二月決算の大法人は、デパートなどの貿易商事業を中心とする八〇社ですが、その売上高は三、八一五億円で、前期の八月決算を七・六%上まわつていますが、申告所得額は一〇七億円ほどで、逆に前期より一三・五%落ちています。これはデパート

などが売上、申告所得額ともに、一〇%程度伸びたが、その他の業種が減益となつたことが反映したためとみられています。



「直ちに」、「遅滞なく」と「すみやかに」

この三つの用語は、ともに時間的即時性をあらわすことばであるが、それぞれ若干ずつニュアンスのちがいがあります。

「直ちに」というのは、この三つの中では、一番、時間的即時性が強いということが出来ます。何をあいても、すぐにやれという趣旨をあらわそうという場合に多く使われています。

これに対し、「遅滞なく」は、時間的即時性は強く要求されるがその場合でも、正当な、又は合理的な理由に基づく遅滞は許されるというように解されており、事情の許すかぎり最もすみやかにという趣旨をあらわす場合によく用いられます。

「すみやかに」というのも、もちろん、できるだけはやくという意味をあらわすにはちがいが無いが訓示的な意味、つまり、これに對

する違反が義務を怠つたものとして直ちに違法ということにはならないというような場合に使われることが多いのです。これに対し、「直ちに」又は「遅滞なく」の場合にはこれに違反しておくれた場合はそれが不当というだけでなく違法問題にまで進む場合が多い。

「改正する」と

「改める」

この二つのことばは、意味の上では別ちがいはありませんが、法令の上では、用法を異にして使われます。

ある法令を改正する場合に、その法令全体をとらえて、その全部又は一部を改めるときには「改正する」ということばを用い、その法令の中の個々の条項をどう改めるかというときには、「改める」を使います。

たとえば、「所得税法の一部を次のように改正する。」というように、所得税法という法律全体をとらえた場合は、「改正する」を使い、その所得税法の中のある条項を改正するという場合には「第〇〇条第〇〇項を次のように改める。」というように「改める」を使います。

(カットの写真は銀座五丁目)

申告所得税

第一期分の納付について

昭和四〇年分申告所得税予定納税につきましては、すでに税務署から、皆様方のお手許に、予定納税額の通知書が送られておりますので、第一期分の納付税額はおわかりのことと存じます。

納付書用紙は、別に七月上旬迄にお手許に届くように、税務署ではお送りすることになっておりますので、お忘れなく納期限の七月三十一日までにお近くの銀行、郵便

局または税務署窓口へ納付して下さい。

納期は七月一日から七月三十一日までです。

納期は七月一日から七月三十一日までです。なるべくお早めに完了されますようお願いいたします。

青色の町を宣言

岐阜県笠原町で

岐阜県笠原町では、このほど小学校で「青色の町宣言式」を開き、水野町長が「青色の町」を宣言しました。

同町は、今年の二月から税務署町、青申会、陶磁器工業組合が協調して、青色申告の普及に努力した結果、三月一五日現在で個人は九三%、法人は九八%に達しました。それで今回の宣言となった次第です。

宣言式当日は、県からは知事、国税局からは局長代理が出席されました。水野町長は「申告所得税等は青色申告、納税は納付組合を強化して町民の公共優先の精神を高揚する。」

す。

会員の皆様には、すでに御計画に基づいて、納税のための備蓄をされていることと存じますが、納期内に必ず完納するという心構えをお持ちいただき、当会会員はそろって納期内に完納されますようお願いいたします。

(注) 納期限の七月三十一日は土曜日となっております。銀行、郵便局の取扱は正午迄です。

婦人税金教室

卒業生名簿できる

江戸川税務署では、このほど、「婦人税金教室卒業生名簿」を作成いたしました。

この名簿は、第一回(三八年十一月開講)から第一八回(四〇年六月開講)までの卒業生名を町名別に編集したものです。

配付を希望される方は、税務署総務係までお申し込み下さい。



税務運営方針で通達

前年度の方針を踏襲徹底

国税庁は、さきほど昭和四〇年度の税務運営方針を各国税局長に通達しました。

それによると、本年度の税務運営方針は、前年度の方針をそのま

ま踏襲し、内容の変更は行なわずさらにその趣旨の徹底を図ることになっていきます。

ちなみに踏襲された税務運営方針の骨子は次のとおりです。

「納税道義の高揚につとめると同時に、国民の信頼と協力を得るために適正公平な税務行政の確立を目標」とし「近づきやすい税務署」「適正な課税」「綱紀を正し明らかな職務を確立する」の三本の柱によつて運営するといふものです。

江戸川税務署

機構を改訂

法人税課は二課制に

大蔵省組織令と大蔵省組織規程の一部が、さる五月一八日付で改正され、税務署の機構改訂が決定しました。これによると、江戸川税務署の法人税課は分課されて二課制に、また所得税課も分課されて二課制をとることになりました。

なお、この機構改訂は七月一日から施行されます。

なお第一八回までの卒業生総数は二四五名であり、町名別では小岩五七名、平井三九名、東小松川三六名、西小松川一九名、逆井町一九名、小松川一八名(以下略)の順となっております。

(写真は婦人税金教室授業風景)

税金相談室

固定資産の買換四題

事業用の固定資産を任意に買換えたが圧縮記帳は

〔問〕事業用の固定資産を買換えた場合には、それがたとえ任意の買換えでも圧縮記帳が認められませんか。(逆井 R 製作所)

〔答〕従来は、会社所有の固定資産を譲渡して別の固定資産を取得した場合には、その譲渡益に対しては課税されることになっておりましたが、昭和三十八年四月一日から四一年三月三十一日までの間に事業用の土地および建物等の特定の資産を譲渡し、その対価により特定の資産を取得した場合には、その買換資産について圧縮記帳ができることになりました。

空閑地を売却した場合

〔問〕空地のまま放置してある土地がありますので、この際これを売却して他に土地を取得するか又は他の土地に工場を建設したいと思いますが、この場合でも特例の

適用がありますか(平井K社)

〔答〕譲渡する資産については、譲渡直前まで事業の用に供していたものでなければならぬという限定がありませんから、御質問のように、空閑地であつても差し支えありませんが、取得する資産は必ず事業の用に供さなければなりません。

工場を移転する予定で土地を取得したが

〔問〕当社では工場を移転する予定で、現在の工場用地の売却前に他の土地を取得しましたが、この場合でも特例の適用がありますか(下今井T有限公司)

〔答〕買換資産の取得は、原則として譲渡資産の譲渡をした事業年度の翌事業年度開始の日から一年を経過する日までの間に取得したものでなければなりません。土地等に限り譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の前一年以内に取得をし、かつ、その取得の日から一年以内に事業の用に供して

いるとき又は供する見込みであるときは、特例の適用が受けられます。

二年前に土地を取得して工場建設に着手した場合

〔問〕土地等については、譲渡資産の譲渡前一年以内に取得したものであつても特例が認められるということですが、当社では二年前にすでに土地を取得して工場の建設に着手しています。この土地については、救済措置はないものでしょうか。(東船堀町社)

〔答〕土地等については、譲渡資産の譲渡前一年以内に取得したものでも特例の適用が認められておりますが、御質問のように、たとえば、工場等の建設に要する期間が通常一年をこえるとか、あるいはその土地の造成並びに工場等の建設および移転に要する期間が通常一年をこえると認められる事情がある場合には、その譲渡前三年以内に取得したものであつても特例の適用を受けることができませ

「国税のしおり」続刊 国税庁の広報計画をみる

国税庁では、さきほど昭和四〇年度の広報計画を発表しました。これによると前年度に発行されて好評だった「国税のしおり」は四〇年度も引き続き刊行されることになっていきます。

七月以降分については、その主だったものを拾つてみると、次のとおりです。

なお「国税のしおり」は一つのテーマごとに特集号の形で刊行し、税務署を通じて、一般に配付されます。御希望の方は、税務署総務係にお申し込み下さい。

① ラジオ放送

◎税法講座ⅡNHK第二講座で
一〇月六日―三月末間に二六回
毎週水曜日の八時三〇分から三〇分間

◎税金相談室ⅡNSBで一二月―三月間に四〇回。一五分番組で贈与税、譲渡所得、所得税確定申告について

② 国税のしおり

次の予定で刊行されます。
◎七月―所得税法はこう変わった
◎九月―密造酒はやめましょう
◎一月―印紙税の手引
◎一二月―譲渡所得はこう計算する

◎一月―税金を納めにくい時は

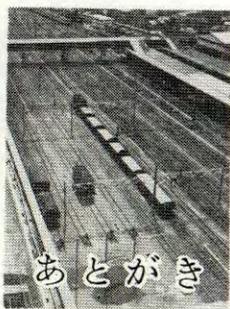
折楊柳

唐 楊巨源

水辺楊柳綠煙絲
立馬煩君折一枝
唯有春風最相惜
慙慙更向手中吹

編集兼発行責任者

江戸川法人会
江戸川区小松川四一九八
電話六八一局三四七四番



◎ 滝茶屋のビール沈める
流かな 鶏雲

◎七月となると、お向いでは人事異動の時期。
往く人、来る人。いろいろの感慨にふける時期です。

編集部では、会員の皆様の御質問をお待ちしています。